

**門真市クリーンセンター
ごみ焼却施設等基幹的設備改良工事
及び包括管理運営事業
総合評価一般競争入札**

審査講評

令和 4（2022）年 9 月

門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会

1 審査講評にあたって

門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業（以下「本事業」という。）を総合評価一般競争入札方式によって審査を行った。

事業者の選定にあたっては、総合評価落札方式の趣旨に沿って、公正性、透明性、客観性を確保するとともに業務の適正な実施、住民サービスの更なる向上を目的として、価格と価格以外の要素の両面で慎重に審査と評価を行った。

なお、入札参加資格要件として、次の(1)から(15)までに掲げる要件に全て該当し、その資格が確認された者とした。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22（1947）年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11（1999）年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14（2002）年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27（1952）年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生

手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18（2006）年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24（2012）年6月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、法人住民税について、直近2年間未納がないこと。
- (7) PFI法第9条第1項各号に定める欠格事由に該当しない者であること。
- (8) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (9) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (10) 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、設計企業の役割を、建築設備工事担当、プラント設備工事担当等に分割し、それぞれを別企業によって実施することを可能とする。
 - ア 建築設備工事の設計を実施する企業にあつては、建築士法（昭和25（1950）年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - イ プラント設備工事の設計を実施する企業にあつては、地方公共団体（地方自治法（昭和22（1947）年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）のごみ焼却施設の新設又は基幹的設備改良工事について、次の実績を有すること。
 - (ｱ) 以下の(i)かつ(ii)の要件に当てはまる全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力100 t / 24 h 以上）の設計実績を有すること。
 - (i) 平成20（2008）年4月1日以降の業務実績を有すること。
 - (ii) 3年以上の稼動実績を有すること。
- (11) 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、建築設備工事担当、プラント設備工事担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することを可能とする。

- ア 建築設備工事を実施する企業にあつては、建設業法（昭和24（1949）年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- イ プラント設備工事を実施する企業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ウ プラント設備工事を実施する企業にあつては、地方公共団体のごみ焼却施設の新設又は基幹的設備改良工事について、次の実績を有すること。
- (7) 以下の(i)かつ(ii)の要件に当てはまる全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力100 t / 24 h 以上）の施工実績を有すること。
- (i) 平成20（2008）年4月1日以降の竣工（完成）実績を有すること。
- (ii) 3年以上の稼動実績を有すること。
- エ プラント設備工事を実施するに必要な監理技術者の資格を有し、かつ、全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力100 t / 24 h 以上）の新設又は基幹的設備改良工事で監理技術者としての実務経験を有している者を監理技術者として専任で配置できること。
- オ 現場代理人を当該工事現場に常駐で配置できること。
- (12) 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。
- ア 本業務を的確に遂行する組織かつ人員等を有している者であること。
- イ 統括責任者は、ごみ処理施設技術管理士の資格を有し、かつ、ごみ焼却施設での実務経験が5年以上あり、廃棄物処理施設技術管理者としての実務経験を1年以上有する者を配置できること。
- ウ 副統括責任者（複数配置する場合は、ごみ焼却施設に従事する主たる副統括責任者。以下同じ。）及び運転班長（ごみ焼却施設の運転業務を行う運転班長。以下同じ。）は、ごみ焼却施設での実務経験が3年以上の者を配置できること。
- エ 平成20（2008）年4月1日から令和4（2022）年3月31日までの間において、地方公共団体発注の全連続燃焼式ストーカ炉（処理能

力100 t / 24 h 以上）に係る運營業務（長期包括的運営委託、DBO事業又はPFI事業に限る。）の実績（履行中のものを含む。）を有すること。

(13) 運搬企業は、次の要件を全て満たしていること。

ア 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

イ 事業者の責務を達成するために必要な運搬車両等を準備することができること。

(14) 共同企業体（ジョイント・ベンチャー（Joint-Venture）を略して「JV」と表記する場合がある。以下同じ。）は、門真市総合評価一般競争入札共同企業体取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づく者であること。

(15) 本事業に係るアドバイザリー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所並びにこれらと資本面及び人事面において関連のある者に該当しない者（資本面において関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者もしくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）であること。

2 選定の方法

(1) 経緯

令和3（2021）年11月25日の令和3年度第4回選定委員会において、同委員会事務局（以下「事務局」という。）から同委員会委員（以下「委員」という。）に対して本事業の内容説明を行い、実施方針（案）及び要求水準書（案）に対する意見を徴収した。

令和4（2022）年1月14日に、実施方針及び要求水準書（案）の公表を行い、同年2月4日から同年2月8日までの間において実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を受け付け、同年3月15日に実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の回答を公表した。

令和4（2022）年3月25日の令和3年度第5回選定委員会において、担当課から委員へ、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答について報告を行うとともに要求水準書について説明を行った。また、同委員会において、事務局から委員へ、入札説明書（案）、様式集（案）、令和4年度門真市総合評価一般競争入札共同企業体取扱要領（案）及び落札候補者の選定基準（案）の内容説明を行い、審議決定した。

令和4（2022）年4月25日に特定事業の選定を公表するとともに、同日公告を行い、同年5月12日までの間で、第1回質問を受け付け、同年6月2日に第1回質問に対する回答を公表した。

令和4（2022）年4月25日から同年6月10日までの間で、本市ホームページ上及び事務局で実施要領等を交付し、募集を行ったところ、入札参加資格申請書類（以下「申請書類」という。）の受付期間内に1者の申請があり、事務局において審査を行った結果、入札参加資格要件を満たしていることが確認されたため、同年6月22日に入札参加申請者に対して入札参加資格確認結果の通知を行った。

令和4（2022）年6月23日から同年7月4日までの間で、第2回質問を受け付け、同年7月21日に第2回質問に対する回答を公表した。

令和4（2022）年8月3日に入札参加者からプレゼンテーション審査書類（以下「事業提案書」という。）が提出され、同年8月8日には、入札参加申請時に提出された「入札書」及び「積算内訳書」の開札を入札参加者立ち会いの下で行い、入札が有効であることを確認した。

令和4（2022）年8月10日に二次審査である入札参加者のプレゼンテーションの録画が事務局立ち会いの下で行われた。

令和4（2022）年8月19日の令和4年度第1回選定委員会において、委員に向けてプレゼンテーション映像が再生された後、入札参加者に対して委員から質疑を行った。

質疑終了後に委員による二次審査の採点を行い、事務局において審査結果の集計を行った。その後、事務局から委員に対して二次審査結果と併せて一次審査結果及び価格審査結果の報告があり、合計点が満点の6割を満たしていたことから、落札候補者として選定した。

(2) 評価方法

落札候補者の選定基準の審査項目及び配点の規定に基づき、一次審査180点満点、二次審査420点満点、価格審査400点満点の合計1,000点満点とし、次のアからウまでの評価を行い、合計得点により落札候補者を選定した。

ア 一次審査（企業の総合力の審査）

次の審査項目について提出された申請書類から入札参加者の企業の総合力に関する評価を行った。

なお、「企業の組織力」及び「企業の業務実績」の項目についてはプラント設備の改良工事を実施する企業及び共同企業体の代表企業に対して評価を行った。

- (ア) 企業の組織力は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の総合評定値（清掃施設工事）、ISO等（ISO9001、ISO14001、エコアクション21及び本業務の履行に際して有効となる認証）の認証取得、本事業におけるSPC設立の有無
- (イ) 基幹的設備改良工事の企業の業務実績は、全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力：100 t / 24 h 以上）の新設又は基幹的設備改良工事の施工実績及び粗大ごみ処理施設（処理能力：30 t / 5 h 以上）の新設又は基幹的設備改良工事の施工実績の件数
- (ロ) 監理技術者の能力及び業務実績は、技術士等の資格の有無や全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力：100 t / 24 h 以上）の新設又は基幹的設備改良工事で監理技術者としての実務経験
- (ハ) 運營業務の企業の業務実績は、全連続燃焼式ストーカ炉（処理能力：100 t / 24 h 以上）の運營業務実績及び粗大ごみ処理施設（処理能力：30 t / 5 h 以上）の運營業務実績の件数
- (ニ) 統括責任者の能力及び業務実績は、技術士等の資格の有無やごみ焼却施設での廃棄物処理施設技術管理者としての実務経験
- (ホ) 副統括責任者の能力及び業務実績は、技術士等の資格の有無やごみ焼却施設での実務経験
- (ヘ) ごみ焼却施設の運転班長（4名）の能力及び業務実績は、技術士等の資格の有無やごみ焼却施設での実務経験

イ 二次審査（プレゼンテーション内容審査）

入札参加者から、次の審査項目のテーマに沿って作成された事業提案書の内容説明があった後、委員から提案内容の確認や質疑を行い本事業に対する評価を行った。

なお、評価点はテーマ毎に算出した委員の平均点とした。

- (ア) 施工管理体制
- (イ) 工事期間中の安全対策
- (ロ) 工事内容及び工事スケジュール
- (エ) 温室効果ガスの削減、燃焼改善
- (オ) 運転管理体制
- (カ) 維持管理体制
- (キ) 自主管理体制
- (ク) 事故及び災害発生時の対応
- (ケ) 外部処理委託
- (コ) プレゼンテーション（全体の評価）

ウ 価格審査

価格審査点については、400点×（入札参加者の最低入札価格／入札参加者毎の入札価格）として評価を行った。

3 講評

企業としての総合力を見る一次審査においては、運營業務の「企業の業務実績」において7割を超える結果であった。

提案の内容を見る二次審査においては、改良工事の「施工管理体制」、運營業務の「運転管理体制」の審査項目で8割と高得点になった。

価格審査においては、1者入札のため満点となった。

結果として、合計点が満点の6割を満たしていたことから、落札候補者として選定した。

4 総評

本事業は、本施設をより効率的かつ効果的な管理運営を実施するため、民間事業者の有する技術力等を活用し、施設の設計・建設及び運営を行う

ことを目的とするものである。

本事業は、基幹的設備改良工事と運營業務を並行して実施しなければならず、新設事業とは異なる条件下であることから、入札参加者として参加するには、多大なる努力と準備が必要であったにもかかわらず、入札に参加いただいたことについては、敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

今回のプレゼンテーションでは、これまで本施設での経験・実績に基づく提案がなされており、評価できる内容であった。

基幹的設備改良工事においては、設計・施工一貫体制による明確な指揮命令系統下での管理体制の実施や効果的な対策の実施による温室効果ガスの削減等において優れた提案であった。

運營業務においては、安定的な運転管理を実施するために経験豊富な人員配置がなされていた。

最後に、今後は災害等様々な状況に応じて臨機応変に対応していく必要があることから、市と事業者双方が、お互いの状況を理解しながらできる限り外部搬出を行わないなど、本施設の効率的な運転について協議を行っていただき、良好な信頼関係の確立に努めることを強く願うものである。

【門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会】

委員長 水谷 聡

副委員長 藤田 香

委員 安田 浩章

委員 大矢 宏幸（令和４年３月３１日まで）

委員 溝口 朋永（令和４年４月１日から）

委員 宮井 勝久（令和４年３月３１日まで）

委員 田尻 陽平（令和４年４月１日から）